

松江市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市の交付する松江市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金については、松江市補助金等交付規則（平成17年松江市規則第48号）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付け国官会第2317号）及び同要綱附属編第Ⅱ編イ-16-(12)-③がけ地近接等危険住宅移転事業で使用する用語の例による。

(補助金の名称等)

第3条 補助金の名称、補助金の交付の目的、補助金の交付対象事業費、交付対象事業の要件、補助金の額及び補助事業者は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

補助金の名称	松江市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金
補助金の交付の目的	がけ地の崩壊等のおそれのある区域において、安全な区域への危険住宅の移転を行う者に対し、当該事業に要する費用の一部を補助することにより、市民の生命の安全を確保する。
補助金の交付対象事業費	(1) 除却等費 危険住宅の移転を行う者が危険住宅の除却等に要する経費 (2) 建物助成費 危険住宅の移転を行う者が危険住宅に代わる住宅の建設、購入（これに必要な土地の取得及び造成を含む。）及び改修をするために要する資金を金融機関その他の機関から借り入れた場合の、当該借入金利子（年利率8.5パーセントを限度とする。）。)
交付対象事業の要件	社会資本整備総合交付金交付要綱及び同要綱附属編第Ⅱ編イ-16-(12)-③がけ地近接等危険住宅移転事業の事業要件に適合するものであること。
補助金の額	補助対象経費の額とする。ただし、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、当該各号に定める額を上限とする。 (1) 除却等費 1戸当たり975千円（ただし、除却費については、各年度において国土交通事務次官通知により通知される、当該年度における公営住宅法、住宅地区改良法等の規定による住宅局所管事業についての国の補助金額の算定の基準となる国土交通大臣の定める標準建設費その他の額として定められる除却工事費を限度額とする。)

	(2) 建物助成費 1戸当たり 7,318 千円 (建物 4,650 千円、土地 2,060 千円、敷地造成 608 千円)
補助事業者	危険住宅の移転を行う者

(書類の提出部数)

第4条 この要綱に基づいて市長に提出する書類は、4部とする。

(指導監督検査)

第5条 市長は、この要綱により補助事業を行う者に対し、その補助事業を適正に実施させるため必要な調査を行い、報告を求め、又は補助事業の施行について指導監督及び検査をすることができる。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。